

貸 金 規 程

株式会社

F O R E S T W O R K E R

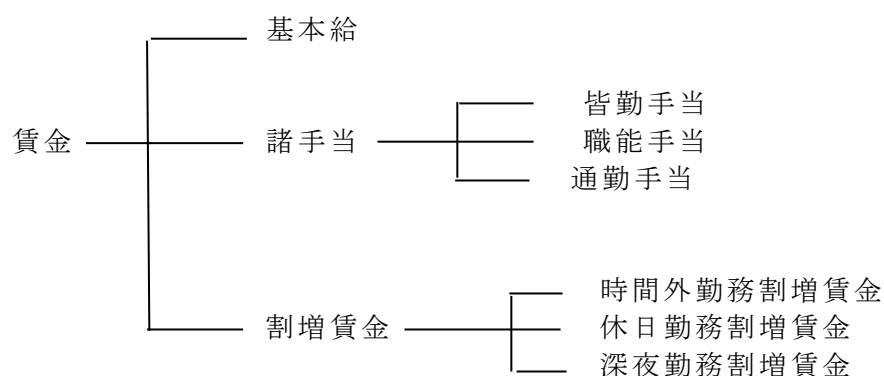
第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、就業規則第 4 1 条に基づき、従業員の賃金等について定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者について、その者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

(賃金の構成)

第 2 条 賃金の構成は次のとおりとする。



(賃金締切日および支払日)

第 3 条 賃金は、1 日から起算し、月末日に締め切って計算し、翌月 10 日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。ただし、日雇者の賃金はその日に計算し支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 従業員の死亡、退職または解雇の場合
- (2) 従業員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、または従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とする場合
- (3) 従業員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷する場合
- (4) その他やむを得ない事情として会社が認めた場合

(賃金の計算方法)

第 4 条 遅刻、早退または欠勤などにより、所定勤務時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。

ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

- 2 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30 分未満は切り捨てるものとする。
- 3 一賃金締切期間における賃金の総額に 10 円未満の端数を生じた場合は、これを 10 円に切り上げるものとする。

- 4 賃金締切期間の中途に入社または退職した者に対する当該締切期間の賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は通貨で直接従業員にその全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払い時に控除する。

ただし、第6号以下については、従業員の代表者との書面による協定に基づいて行うものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 健康保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 厚生年金保険料
- (6) 会社の貸付金の当月返済分
- (7) その他従業員の便宜のため控除協定により行うもの
 - ・旅行積立
 - ・親睦会費

第2章 基本給

(基本給)

第6条 基本給は月給、日給および時間給制とする。

(基本給の決定)

第7条 基本給は、本人の能力、経験、技能および職務内容などを勘案して各人ごとに決定する。

(昇給)

第8条 昇給は、基本給について行うものとし、原則として毎年4月に技能、勤務成績が良好な者について行う。ただし会社の業績などを勘案してこれが困難な場合は昇給を行わないことがある。

第3章 諸手当

(職能手当)

第9条 職能手当は、管理監督者の地位にない役職者に対して、その役割への責任及び業務量等に応じ、支給する。

(皆勤手当)

第10条 皆勤手当は、当該賃金計算期間において遅刻・早退・欠勤がない場合に支給す

る。この場合において、年次有給休暇を取得したときは、出勤したものとみなす。

(時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金)

第 11 条 所定勤務時間を超えてまたは休日に勤務した場合には時間外勤務割増賃金または休日勤務割増賃金を、深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）において勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

(1) 月給の場合

時間外労働 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
休日勤務 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数} \quad ※1$
深夜勤務 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$

(2) 日給の場合

時間外労働 割増賃金	$\frac{\text{基本給} \times \text{1 月平均所定労働日数} + \text{諸手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
休日勤務 割増賃金	$\frac{\text{基本給} \times \text{1 月平均所定労働日数} + \text{諸手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数} \quad ※1$
深夜勤務 割増賃金	$\frac{\text{基本給} \times \text{1 月平均所定労働日数} + \text{諸手当}}{\text{1 月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$

(3) 時間給の場合

時間外勤務 割増賃金	$\text{時間給} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
休日勤務 割増賃金	(所定休日) $\text{時間給} \times 1.25 \times \text{所定休日勤務時間数}$ (法定休日) $\text{時間給} \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数}$
深夜勤務 割増賃金	$\text{時間給} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$

※1 所定休日に勤務した場合は 1.25

(※) 諸手当は家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当を除く

2 所定勤務時間を超えて、または休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ、時間外勤務割増賃金または休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した割増賃金を支給する。

- 3 前項までの割増賃金は、課長職（および主事）以上の管理職には適用しない。
ただし深夜勤務の割増についてはこの限りでない。

（通勤手当）

- 第 12 条 通勤手当は、毎日通勤する者（日雇者を除く。）で定期券を購入する者に対し、
1 か月定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、税法上の非課税限度額を
上限とする。
2 自家用車により通勤する場合は通勤する距離に応じて非課税限度額の範囲で支
給する。（ただし上限 15,000 円とする。）
3 通勤手当は当該月の出勤日数が 15 日未満の場合は日割りで支給する。

（特別休暇等の賃金）

- 第 13 条 就業規則第 19 条から第 24 条までの特別休暇等により勤務しなかった時間また
は勤務しなかった日の賃金については、通常の賃金を支給する。

（休職等期間中の賃金）

- 第 14 条 就業規則第 26 条の休職期間中の賃金については、支給しないものとする。
ただし、出向者が出向期間中に前条の一に該当したときは有給とする。

（臨時休業の賃金）

- 第 15 条 会社の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業
1 日につき平均賃金の 100 分の 60 を支給する。

（人件費基準）

表参照

種別	日単価	月単価
代表・現場責任者	¥23,000	¥500,000
人事・営業責任者	¥13,000	¥280,000
現場副責任者	¥12,300	¥270,000
准林業技術者	¥10,000～¥10,500	¥220,000～¥230,000
企画・事務	¥10,000～¥10,500	¥220,000～¥230,000

1. この規程は令和元年12月10日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行なう